

【重要】必ずお読みください

令和6年度（2024年度）

神奈川県中小企業  
省エネルギー設備導入費補助金

申請の手引き

Ver. 1.0

令和6年6月

神奈川県脱炭素戦略本部室

- ◆ 本手引きは、神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完するものです。
- ◆ 本手引きに記載のないものについては、交付要綱及び補助金の交付等に関する規則（以下「規則」という。）を参照、又は県脱炭素戦略本部室に確認してください。

## ◆補助金を交付申請される皆様へ◆

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付申請される方は、交付要綱及び本手引きを十分に確認、理解していただいた上で、慎重かつ誠実に手続を行ってください。

### 申請の手引き

( 目 次 )

◎ 令和5年度からの主な変更内容.....	1
I 補助金の概要.....	2
1 目的.....	2
2 補助事業.....	3
3 補助事業者.....	7
4 補助額及び上限額.....	7
5 補助対象経費.....	8
6 主な手続の流れ.....	10
II 交付申請等に係る主な手続.....	11
1 交付の申請.....	11
2 決定通知等.....	14
3 補助事業の実施.....	14
4 実績報告.....	14
5 補助金の額の確定及び支払い.....	17
6 導入効果報告書の提出.....	18
III その他の手続.....	19
1 変更交付申請.....	19
2 廃止承認申請.....	19
3 変更届出.....	19
4 申請の取下げ.....	19
IV その他留意事項.....	20
1 交付決定の取消し.....	20

2	財産処分の制限.....	20
3	補助事業の遂行状況の調査等.....	20
4	書類の整備等.....	20
<b>V</b>	<b>申請書、主な添付書類等の記載例・注意事項.....</b>	<b>21</b>
1	交付申請書（第1号様式）.....	21
2	事業計画書（第1号様式別紙1）.....	22
3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）.....	26
4	現況写真（記載例）.....	27
5	契約書の写し又はこれに代わるもの（記載例）.....	28
6	経費の内訳書類（記載例）.....	31
7	仕様書、カタログ（例）.....	33
8	図面（記載例）.....	34
◎	問合せ先.....	36

◎ 令和5年度からの主な変更内容

項目	変更内容
補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで「中小規模事業者等」（県内における原油換算エネルギー使用量が1,500k1/年未満で、かつ使用している自動車が100台未満の事業者）としていましたが、「<u>中小企業等</u>」（<u>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者や、医療法人、社会福祉法人など</u>）としました。</li> </ul>
補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象設備について、「ガスコージェネレーションシステム」、「エネルギーマネジメントシステム」及び「令和3年度から令和6年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの（別表1において規定する自家消費型再生可能エネルギー発電設備を除く。）」を新たに追加しました。</li> <li><u>要件として、導入する補助対象設備が、知事が別に定める基準等を満たしていることを新たに追加しました（p4, 5 参照）。</u></li> </ul>
補助額の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助額の上限が600万円となる補助事業者について、<u>かながわ脱炭素チャレンジ中小企業である場合</u>を新たに追加しました。</li> </ul>
契約締結時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業に着手（設置工事の着工）していなければ、<u>交付決定前（申請時）の契約・発注も可</u>としました。</li> </ul>
補助金の併用	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村が交付する補助金との併用に加え、<u>国が交付する補助金との併用も可</u>としました。</li> </ul>

## I 補助金の概要

### 1 目的

この補助金は、中小企業等\*が省エネルギー設備等を導入するために必要な経費の一部を補助することによって、中小企業等の脱炭素化を推進することを目的としています。

※「中小企業等」とは、次のいずれか該当する事業者のことを指します（交付要綱第2条第7号に規定）。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

※ 個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限ります。

※ （参考）中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

## 2 補助事業〔交付要綱第3条、別表2第2項〕

補助の対象となる事業は、中小企業等が、県内に所有する工場又は事務所その他の事業場において実施する、次の表に掲げる設備を既存設備に替えて導入する事業となります(ガスコージェネレーションシステム及びエネルギーマネジメントシステムにあつては、新たに導入する場合があります。)

### ◎ 補助対象設備

番号	対 象 設 備
1	空気調和設備
2	LED照明設備(同時に導入する調光制御設備も含む。光源部のみの交換やLED照明設備からLED照明設備への交換は除く。)
3	ボイラー(燃料転換による更新も含む。)
4	給湯設備
5	コンプレッサー
6	変圧器(受変電設備の更新も含む。)
7	ガスコージェネレーションシステム
8	エネルギーマネジメントシステム
9	令和3年度から令和6年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあつた上記以外の設備であつて、知事が適当と認めるもの(交付要綱別表1において規定する自家消費型再生可能エネルギー発電設備を除く。)

また、次の(1)～(5)の要件を全て満たす必要があります。

#### 【補助事業の要件】

- (1) 導入設備が、知事が別に定める基準等を満たしていること。
- (2) リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備、及び複数の事業者で共有する設備でないこと。
- (3) 全て未使用品であること。
- (4) 補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量(以下「排出量」という)が年間3トン以上であること(エネルギーマネジメントシステムを除く。)
- (5) 補助金の交付申請の際、補助事業に着手していないこと(着手とは、設置工事の着工を指します。)



詳しくは次のページをご覧ください。

重要！！

### ★ 「知事が別に定める基準等」について

☞ 知事が別に定める基準等は次のとおりとなりますので、導入設備はいずれかの基準を満たす必要があります。判断のフローは次のページをご覧ください。

- ① エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項に基づく、いわゆるトップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備
- ② 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型（令和5年度補正予算）」において補助対象設備として登録、公表されている設備

### ★ 「補助事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上」について

☞ 補助事業の実施により削減される排出量が年間3トン以上とは、補助事業実施前と実施後（見込み）の年間エネルギー使用量を比較して、二酸化炭素の排出量に換算した場合に、削減量が3t-CO<sub>2</sub>以上となることです。

原則として、排出量削減効果算定シートを使用して算出してください（ガスコージェネレーションシステムについては、任意の様式により排出量の削減効果を示してください。）。

なお、エネルギーマネジメントシステムについては、排出量削減効果算定シート等は不要です。

また、「令和3年度から令和6年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」については、省エネルギー診断報告書により排出量の削減効果を示してください（省エネルギー診断報告書に記載されている製品（型番）等と異なるものを導入する場合は、任意の様式により排出量の削減効果を示してください。）。

例：「電力使用量が年間7,000kWh削減される場合」

$$7,000\text{kWh} \times 0.457 \text{（排出係数）} \div 1,000 \approx 3.2\text{t-CO}_2 \geq 3\text{t-CO}_2$$

### ★ 「補助金の交付申請の際、補助事業に着手していないこと」について

☞ 補助事業は、補助金の交付決定後に着手（設置工事の着工）するものとします。交付決定前に着手した場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

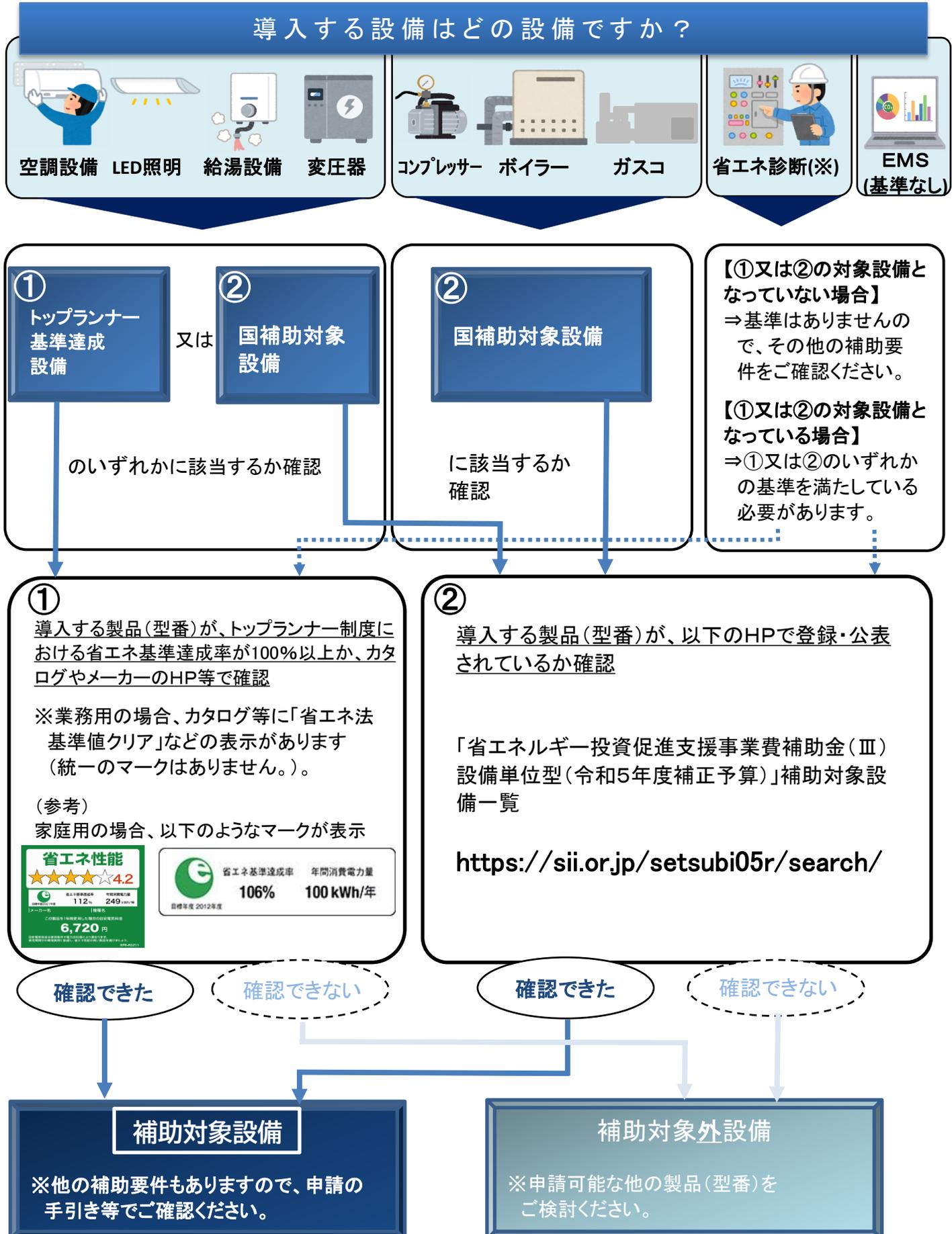
なお、設置工事に着手していなければ、交付申請前であっても契約を締結することは可能です。交付申請時の契約の締結の有無によって添付書類が変わってきますので、詳しくはp11,12をご確認ください。

◎ 補助対象設備に係る確認フロー（「知事が別に定める基準等」の確認フロー）

補助対象となる設備は、次のいずれかに該当している必要がありますので、下記フロー図を参考に確認してください。

① トップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備  
（「トップランナー基準達成設備」）

② 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型（令和5年度補正予算）」において補助対象設備として登録、公表されている設備  
（「国補助対象設備」）



(※) R3年度からR6年度までに受診した省エネ診断により提案のあった左記以外の設備で県が適当と認めるもの

○ 「令和3年度から令和6年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」の導入について

- ・ この規定により設備を導入する場合、県又は県が指定した機関が実施する省エネルギー診断により設備の導入を提案される必要があります。
- ・ また、この規定により導入する設備が、トップランナー制度の対象となっている、又は「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」の指定設備となっている場合、「知事が別に定める基準等」を満たしている必要がありますのでご留意ください。（p4,5 参照）
- ・ 県又は県が指定した機関が実施する省エネルギー診断は次のとおりとなりますが、この規定により設備を導入する場合、まずは事務局へご相談ください。

**県が実施する省エネルギー診断**

- ◆ 神奈川県 中小企業省エネルギー診断

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/syoueneshindan.html>

**県が指定した機関が実施する省エネルギー診断**

- ◆ （一財）省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」

<https://www.shindan-net.jp/>

- ◆ 経済産業省 令和5年度補正予算「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」（省エネクイック診断）

<https://shoeneshindan.jp/>

- ◆ 経済産業省 地域エネルギー利用最適化取組支援事業（省エネお助け隊）

<https://www.shoene-portal.jp/>

※ 令和5年度以前の同種の事業を含みます。

○ 省エネルギー診断の受診（努力義務）について〔交付要綱第21条、別表2第20項第2号〕

交付申請までに省エネルギー診断を受診していない場合は、実績報告までに受診するように努めてください。また、省エネルギー診断で提案を受けた対策を実施するように努めてください。

省エネルギー診断は、工場や事務所のエネルギーの使用状況や設備の運転状況を調査し、効果的な省エネ対策を提案するものです。設備更新対策だけでなく、費用のかからない運用対策も提案されますので、これを機にぜひ受診していただき、工場等の省エネ対策に取り組んでください！

### 3 補助事業者〔交付要綱第3条、別表2第3項〕

補助金の交付対象となるのは、補助事業を実施する中小企業等で、以下の(1)～(10)の要件を全て満たす者です。

#### 【補助事業者の要件】

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
- (10) 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。

### 4 補助額及び上限額〔交付要綱第4条、別表2第5項〕

補助額及び上限額は次のとおりで、いずれか低い額を交付します(千円未満切捨て)。

補助額	上限額
補助対象経費の3分の1	500万円 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">かながわ再エネ電力利用認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジ中小企業は600万円です。</div>

#### 【かながわ再エネ電力利用認定事業者の概要】

かながわ再エネ電力利用応援プロジェクトにおいて、再エネ電力を利用していることを県に報告し、かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付を受けた県内事業者等です。

詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7600/re100project.html>

#### 【かながわ脱炭素チャレンジ中小企業の概要】

①「2050年までの脱炭素化」を宣言するとともに、②「事業活動温暖化対策計画書」を提出し、県の認証を受けた中小企業等です。

詳しい内容については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/challenger.html>

#### 【補助上限額の増額について】

本補助金の交付申請時に、「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業」として「認定（認証）済」又は「申請済・審査中」と申し出た場合は、補助上限額が500万から600万円に増額されます。

<注意事項>

#### ■ 本補助金の交付申請時に、「申請済・審査中」と申し出た場合

補助金の実績報告時までに認定（認証）を受けられなかった場合は、通常の補助上限額（500万円）により支給します。

なお、この場合、補助額の変更に係る書類等の提出は不要です。

#### ■ 本補助金の交付申請時に、「申請しない」と申し出た場合

補助金の交付決定時の補助上限額の増額は行いません。

また、交付決定以降に認定（認証）を取得したとしても、後追いで補助上限額の上乗せはできません。

### 5 補助対象経費〔交付要綱第4条、別表2第4項〕

補助の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、次の経費となります。

区分	内容
設計費	設備の設置に向けた設計に要する経費
設備費	設備の購入及び製造等に要する経費
工事費	設備の設置に要する経費

なお、次の経費は補助対象外となります。

排出量を削減する目的と関係がない機能等の追加に係る経費
予備又は将来用のものに要する経費
既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る経費
中古設備の導入に係る経費
土地の取得に係る経費
賃借料
建屋の新築、増改築等に係る経費
リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共有する設備に係る経費
撤去費、処分費
振込手数料等金銭の授受に要する経費
収入印紙代、各種保険料
本補助金の交付申請のための書類作成・送付に係る経費
内訳が不明瞭な経費
消費税及び地方消費税相当額

#### 補助金の併用について〔交付要綱第4条〕

本補助金については、国や市町村の補助金との併用が可能です。

ただし、本補助金と国や市町村の補助金の交付要件等は異なりますので、各補助金の交付要件等もご確認ください。

また、本補助金と国等の補助金との合計額が補助対象経費を超えることはできませんのでご注意ください。

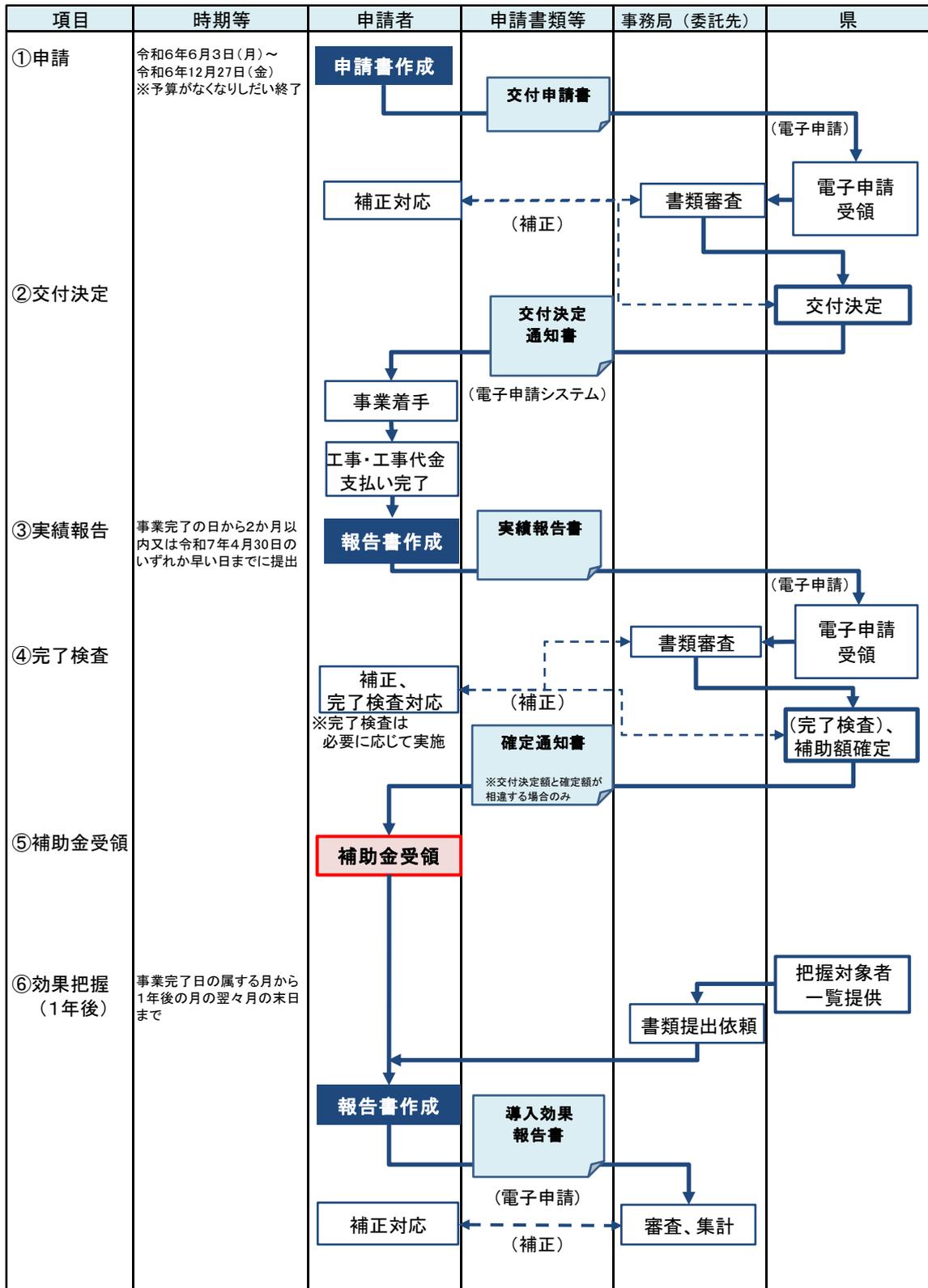
#### 補助事業における利益等排除の考え方について〔交付要綱第5条〕

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身等の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価等※）をもって補助対象経費に計上してください。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

## 6 主な手続の流れ



## II 交付申請等に係る主な手続

### 1 交付の申請〔交付要綱第6条、別表2第6項〕

#### (1) 申請期間

令和6年6月3日（月）～12月27日（金）まで

☞ 交付申請期間に関わらず、令和6年度の予算額（3億円）を超える申請があった時点で受付を終了します。

なお、予算額の終了時点で複数の交付申請があった場合は、県職員が抽選（くじ引き方式）で補助事業を選定します。抽選を実施することになった場合は、交付申請書（第1号様式）に記載された申請者の連絡先に、電子メールにより連絡します。

#### (2) 申請書類

次の書類を提出してください。

《注》提出書類の控えを必ず用意し、財産処分制限期間（交付要綱第19条）中、保存してください。

番号	書類の種類
1	交付申請書（第1号様式）
2	事業計画書（第1号様式別紙1）
3	役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）
4	現況写真 ※ 記載例をよく参照のうえ、施工箇所の概況が分かる写真を撮影してください。 ※ 撮影方向に関しては、様式内等に番号等を記載するとともに、「9 図面」にも同様に番号等を記載して、どの方向から撮影したのかが分かるようにしてください。
5	チェックリスト
6	（契約を既に締結している場合）契約書の写し又はこれに代わるもの ※ 「これに代わるもの」としては、発注書及び注文請書などが該当します。

7	<p><b>経費の内訳書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 見積書や内訳明細書のことを指します。</li> <li>※ 次の内容を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象設備の型番</li> <li>・ 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳</li> <li>・ 補助対象経費と補助対象外経費の別（補助対象外経費となる箇所については、備考欄等に「補助対象外経費」と記載するなど、確認できるようにしてください。補助対象経費と補助対象外経費の内訳が不明瞭な経費は、対象外となりますのでご注意ください。）。</li> </ul> </li> <li>※ 値引きをする場合は、原則として、値引き後の金額を記載してください。</li> <li>※ 複数種類の設備（LED照明設備と空気調和設備等）を導入する場合は、設備ごとに経費の内訳がわかるように記載してください。</li> </ul>
8	<p><b>仕様書、カタログ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 仕様書、カタログについては、型番や仕様（定格消費電力やエネルギー消費効率等）が確認できるものをご提出ください。</li> <li>また、<u>トップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備の場合、達成していることが確認できるものをご提出ください。</u></li> </ul>
9	<p><b>排出量の削減効果の算定資料</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ <u>排出量の削減効果の算定資料については、原則として指定の様式（排出量削減効果算定シート）をホームページからダウンロードし、必要なデータを入力して排出量の削減効果を算出してください。</u></li> <li>※ ガスコージェネレーションシステムについては、任意の様式により排出量の削減効果を示してください。</li> <li>※ エネルギーマネジメントシステムについては、排出量の削減効果の算定資料は不要です。</li> <li>※ 「令和3年度から令和6年度までに受診した省エネルギー診断により提案のあった上記以外の設備であって、知事が適当と認めるもの」については、省エネルギー診断報告書により排出量の削減効果を示してください（省エネルギー診断報告書に記載されている製品（型番）等と異なるものを導入する場合は、任意の様式により排出量の削減効果を示してください。）。</li> </ul>
10	<p><b>図面（全体配置図、導入設備据付図等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「4 現況写真」の撮影方向を示した番号等を図面に記載してください。</li> </ul>

11	(法人の場合)当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)又はこれに代わるもの
	(個人事業者の場合)青色申告者であることを証明する書類の直近1年分の写し ※ 税務署に提出した所得税確定申告書や所得税青色申告決算書の控えの写しをご提出ください。
12	(交付申請前に省エネルギー診断を受診している場合)省エネルギー診断報告書の写し

※ 必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

### (3) 提出方法

電子申請システムによりご提出ください。

「(2)申請書類 1～5」→エクセルファイルのまま添付

「(2)申請書類 6～11」→PDF化して添付

※ やむを得ず郵送をご希望される場合はご相談ください。

#### 《注意》

全ての書類が提出された日が收受日となります。受付は收受日の順となります。

#### 【提出先（電子申請システム）】

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=74374](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74374)



☞ 書類不足や記載内容の不備等については事務局からご連絡させていただきますので、速やかに対応ください。

#### 《注意》

書類の再提出等のご対応が遅れて書類審査が長引いた場合、補助金交付決定が遅くなり、工事着手も遅れます。工事及び支払いは、令和7年3月31日までに完了している必要がありますのでご注意ください。

## 2 決定通知等〔交付要綱第7条、第8条、別表2第7項〕

交付申請書類を審査した結果、補助金の交付を決定した場合は、交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

また、交付決定にあたっては、条件等を付す場合がありますが、付された条件等は順守していただく必要があります。

なお、補助金の不交付を決定した場合は、不交付決定通知書（第3号様式）を送付します。

## 3 補助事業の実施〔交付要綱第11条、別表2第12項〕

交付決定通知書が送付されたら、速やかに補助事業に着手（着工）してください。

※ 交付決定前に補助事業に着手した場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

※ 補助事業が予定の期間に完了する見込みがない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合等は、速やかにご相談ください。

## 4 実績報告〔交付要綱第12条、第13条、別表2第14項、第15項〕

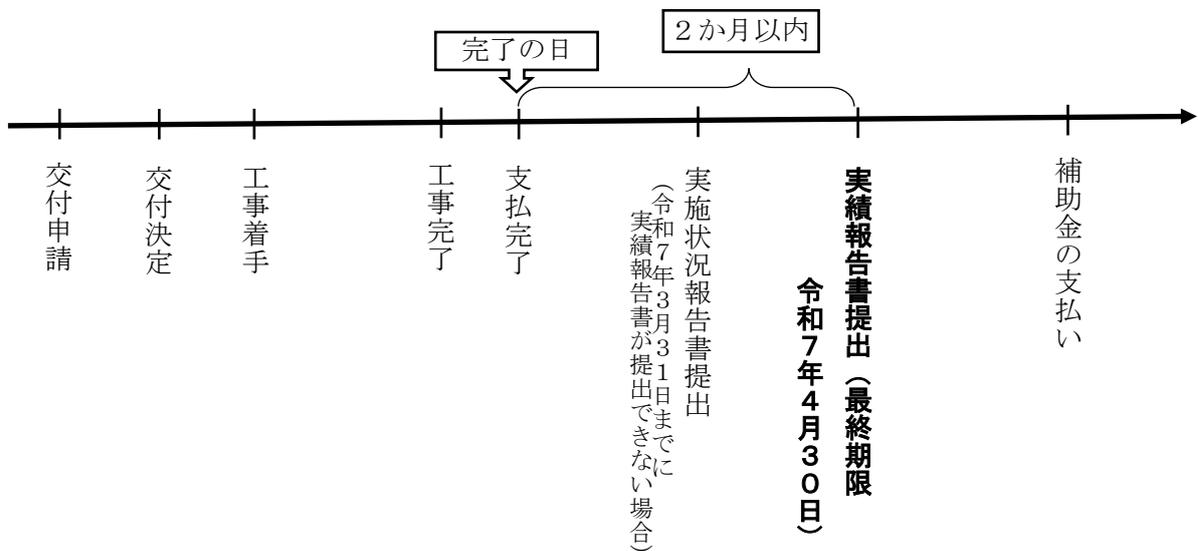
補助事業が完了したとき（工事完了かつ施工業者への支払い完了）は、提出期限までに次の書類を提出してください。

(1) 提出期限

**補助事業の完了の日<sup>※</sup>から2か月以内 又は  
令和7年4月30日（水）のいずれか早い日まで**

※ 「補助事業の完了の日」とは、「補助事業に係る工事の完了」及び「全ての代金の支払いを完了」のうち、いずれか遅い日ですが、遅くとも令和7年3月31日（月）までに完了している必要があります。

※ 令和7年4月30日（水）が実績報告書の最終期限となりますので、この日までに実績報告書を提出する必要がありますが、令和7年3月31日（月）までに実績報告書が提出できない場合、同日までに実施状況報告書（第10号様式）を提出する必要があります。



- ※ 施工業者への支払いは、原則金融機関による振込みでお願いします。なお、ネットバンキングによる振込みの場合、振込みが完了したことが分かる資料をご提出ください。(例：振込指定日が 10/10、ネットバンキングによる振込手続日が 10/8 の場合、10/8 に振込手続を行った際の画面印刷等ではなく、振込指定日の 10/10 以降に作成された書類をご提出ください。)
- ※ 手形や小切手による支払いの場合は、事前に県へご相談ください。この場合、振出日ではなく、施工業者が領収（資金化）した日が支払完了日となります。

(2) 提出書類

次の書類を提出してください。

《注》提出書類の控えを必ず用意し、財産処分制限期間（交付要綱第 19 条）中、保存してください。

番号	書類の種類
1	実績報告書（第 11 号様式）
2	事業報告書（第 11 号様式別紙）
3	<p>実施状況が確認できる書類及び写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 実施状況が確認できる書類としては、<u>出荷証明書又はそれに相当するもの（型番及び台数が確認できる書類）</u>を添付してください。</li> <li>※ 実施状況が確認できる写真（施工箇所の概況が分かる写真）については、交付申請時と同様の番号等を振るとともに、同じ撮影方向から撮影してください。</li> </ul>

4	チェックリスト
5	<p>(申請時に契約を締結していない場合) 契約書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>※ 「これに代わるもの」としては、発注書及び注文請書などが該当します。</p>
6	<p>(申請時に提出した経費の内訳書類と内容が異なる場合) 経費の内訳書類</p> <p>※ 見積書や内訳明細書のことを指します。</p> <p>※ 次の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象設備の型番</li> <li>・ 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳</li> <li>・ 補助対象経費と補助対象外経費の別(補助対象外経費となる箇所については、備考欄等に「補助対象外経費」と記載するなど、確認できるようにしてください。補助対象経費と補助対象外経費の内訳が不明瞭な経費は、対象外となりますのでご注意ください。)</li> </ul> <p>※ 値引きをする場合は、原則として、値引き後の金額を記載してください。</p> <p>※ 複数種類の設備(LED照明設備と空気調和設備等)を導入する場合は、設備ごとに経費の内訳がわかるように記載してください。</p>
7	<p><b>工事完了を証する書類及び支出を証する書類の写し</b></p> <p>※ 次の①から③の書類を全てご提出ください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①工事完了証明書又は納品書</p> <p>②請求書</p> <p>③代金の支払いが完了していることを確認できる書類(領収書等)</p> </div> <p>※ ①、②のいずれか、あるいはその付属資料に、次の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象設備の型番</li> <li>・ 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳</li> <li>・ 補助対象経費と補助対象外経費の別(補助対象外経費となる箇所については、備考欄等に「補助対象外経費」と記載するなど、確認できるようにしてください。)</li> </ul>
8	<p><b>通帳等の写し</b></p> <p>※ 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の写しを提出してください(補助金の振込先は、補助事業者名義の口座に限ります。)</p>
9	<p>(補助事業者自身等からの調達がある場合) 利益等の排除に関する書類</p>

10	(交付申請後に省エネルギー診断を受診した場合)省エネルギー診断報告書の写し
----	---------------------------------------

(3) 提出方法

電子メールでご提出ください。

「(2)提出書類 1～4」→エクセルファイルのまま添付

「(2)提出書類 5～10」→PDF化して添付

※やむを得ず郵送をご希望される場合はご相談ください。

《注意》

全ての書類（電子データ及び郵送の書類）が提出先に届いた日が收受日となります。受付は收受日の順となります。

(4) 提出先

準 備 中

- ☞ 書類不足や記載内容の不備等については事務局からご連絡させていただきますので、速やかにご対応ください。
- ☞ 実績報告の内容審査の結果、必要に応じて、**県が現地調査（立入、調査、関係者への質問）を行うことがあります。**

5 補助金の額の確定及び支払い〔交付要綱第14条、別表2第16項〕

県は、実績報告書を審査し（必要に応じて現地調査を行い）、報告書の内容が交付決定の内容及び条件等に適合すると認められたときは、補助金の額の確定を行い、補助金を指定の口座に振り込みます。

なお、交付決定した金額と異なる場合のみその旨を通知しますが、交付決定した金額と変更がない場合は、特段の通知はしません。

## 6 導入効果報告書の提出〔交付要綱第 21 条、別表 2 第 20 項第 1 号〕

補助事業者は、事業が完了した月の翌月から 1 年間の実績(排出量の削減量等)について確認し、当該期間が終了する月の翌月の末日までに、導入効果報告書(第 13 号様式)を提出する必要があります。

補助事業の効果等を検証する大切なデータとなりますので、必ず提出してください。なお、補助事業の内容や効果については、公表することがあります。

### 【導入効果報告書の提出事例】

「令和 6 年 11 月 15 日に補助事業が完了した場合」

- ① 令和 6 年 12 月～令和 7 年 11 月までの毎月のエネルギー使用量等を確認し  
導入効果報告書に記録
- ② 令和 7 年 12 月 31 日までに導入効果報告書を提出

### Ⅲ その他の手続（変更、廃止等）

#### 1 変更交付申請〔交付要綱第9条、別表2第8項〕

交付決定を受けた補助事業の内容を変更する見込みがある場合は、独自に判断せず、速やかに事務局へ報告の上、指示に従ってください。

事務局から変更交付申請書（第4号様式）の提出の指示があった場合は、速やかに変更内容が分かる書類を添えて提出し、承認を得てください。

《注》変更が適当であると承認した場合でも、交付決定した金額を増額することはできません。

《注》変更により、知事が別に定める基準等を満たさなくなったり、補助事業の実施により削減される排出量が年間3トン未満となったりした場合は、補助対象外となります。

#### 2 廃止承認申請〔交付要綱第9条、別表2第10項〕

交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに事務局へ報告の上、指示に従い、廃止承認申請書（第7号様式）を提出し、承認を得てください。

#### 3 変更届出〔交付要綱第19条〕

次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、速やかに文書により、変更内容が分かる書類を添えて提出してください。

- (1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

#### 4 申請の取下げ〔規則第7条、交付要綱第10条〕

交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までは、申請の取下げをすることができます。交付決定を受けた補助事業を取り下げようとする場合は、速やかに事務局へ報告の上、指示に従ってください。

#### IV その他留意事項

##### 1 交付決定の取消し〔規則第 15 条、要綱第 15 条〕

次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

##### 2 財産処分の制限〔規則第 17 条、交付要綱第 17 条、別表 2 第 17 項、第 18 項〕

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、善良な管理者の注意をもって管理し、以下の期間中、保管しなければなりません。

**【財産処分制限期間】**（知事の承認を受けないで処分してはいけない期間）

補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年

（法定耐用年数が 10 年未満のものにあってはその期間）

また、やむを得ず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、指示に従い、財産処分等承認申請書（第 14 号様式）を提出し、承認を得てください。

なお、県は、処分の承認に当たって、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付（返還）を請求する場合があります。その場合は、請求された金額を県に納付（返還）しなければなりません。

##### 3 補助事業の遂行状況の調査等〔交付要綱第 12 条、第 17 条〕

補助事業実施中、又は補助事業実施後の財産処分制限期間内において、県は、必要に応じて、交付決定を受けた補助事業に関して報告を求め、補助事業者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者への質問をすることがあります。

##### 4 書類の整備等〔交付要綱第 18 条〕

補助事業者は、交付決定を受けた補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、財産処分制限期間が経過するまで保存しなければなりません。

## V 申請書、主な添付書類等の記載例・注意事項

### 1 交付申請書（第1号様式）（記載例）

株式会社〇〇〇〇

別表2 第1号様式（第6条関係）

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金交付申請書

申請日 2024年 6月 3日

神奈川県知事 様

申請者 郵便番号 〒 123 - 4567

主たる事業所の所在地 住所 神奈川県 横浜市中区日本大通1

登記事項証明書（個人事業者の場合は所得税確定申告書等）の  
とおり 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）  
株式会社〇〇〇〇

代表取締役 神奈川 太郎

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、4の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

- 補助事業の目的及び内容  
事業計画書のとおり
- 補助事業の着手及び完了の予定期日  
事業計画書のとおり
- 交付申請額（千円未満切捨て）  
5,200,000 円
- 誓約事項  
次の事項について相違ないことを誓約します。
  - 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
  - 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
  - 次の申立てがなされていないこと。  
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て  
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て  
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
  - 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
  - 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）
  - 県税その他の租税を滞納していないこと。
  - 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
  - 当該年度内に、同一の設置場所において、同一の補助金の交付申請をしていないこと。
  - 当該年度内に、同一の補助事業において、県の他の補助金の交付申請をしていないこと。（確認に必要な範囲内で、申請書及び提出書類の内容に関して、県の他の所屬へ照会することがあります。）
- 利益等の排除について  
補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社からの調達（工事等を含む。）の有無 選択してください  
※「有」の場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出すること。

## 2 事業計画書（第1号様式別紙1）（記載例）

別紙1		事業計画書		株式会社〇〇〇〇
<p>黄色部分のみ入力してください。 （白色の部分は、他シートのデータが反映されます。）</p>				
代表者役職・氏名	株式会社〇〇〇〇	代表取締役 神奈川 太郎	プルダウンから選択	
所在地・住所	神奈川県	横浜市中区日本大通1		
業種（産業分類：中分類）	E 29 電気機械器具製造業			
資本金（株式会社等の場合）	30,000,000			円
従業員数	200			人
神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第2条第7号に規定する「中小企業等」に該当しますか。				該当します
かながわ再エネ電力利用認定事業者への申請の有無等	申請しない			
かながわ脱炭素チャレンジ中小企業への申請の有無等	申請済・審査中			
【かながわ脱炭素チャレンジ中小企業へ申請する人のみ】 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業の認証期間中は、毎年度の実績報告、認証内容変更時の届出等、所定の手続が必要です。				
申請に係る担当者	部署名	製造部		
	氏名	〇〇〇	書類修正等に対応できる、申請者の担当者のアドレス	
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	(内線 〇〇〇〇)	
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇 . co . jp		
<b>2 事業の概要</b>				
補助対象工場等	名称	株式会社〇〇〇〇		
	所在地	神奈川県 厚木市〇〇〇〇		
受診済の場合は年月日と実施機関、未受診の場合は予定年月と予定機関を記載				
省エネ診断 受診年月日（受診済の場合）	2023 年 6 月 30 日			
省エネ診断 実施機関（受診済の場合）	省エネお助け隊			
省エネ診断 受診予定年月（未受診の場合）	年 月			
省エネ診断 実施予定機関（未受診の場合）	選択してください			
工事施工者（予定）	〇〇株式会社			補助事業名（工事名称）を記載
事業名	照明のLED化及び高効率空調機の導入			
事業着手予定年月日	2024 年 10 月 1 日			
事業完了予定年月日	2024 年 11 月 30 日			
事業に要する費用	着手：交付決定後の年月日	16,000,000 円（税抜）		
	完了：遅くとも2025年3月31日までに完了する必要があります。	15,600,000 円（税抜）		
補助金交付申請額	5,200,000 円（税抜）			
<p>※省エネ診断を受診済の場合は、受診年月日と実施機関を入力してください。 未受診の場合は、受診予定年月と実施予定機関を入力してください。 （実績報告書提出までに受診するように努めてください。）</p>				
（次頁に続く）				

3 事業実施スケジュール 株式会社○○○○

項目	2024 年										2025 年			備考 (日付等を記載)			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1 発注・契約							■							発注・契約 (予定)日	2024 年	10 月	1 日
2 工事							■	■						事業着手 予定日	2024 年	10 月	1 日
3 完了									■					事業完了 予定日	2024 年	11 月	30 日

該当する月をプルダウンから選択

具体的な日付を記載

4 設備導入による改善の概要と効果

No.	対象設備	更新前	更新後	削減効果	
		型番及び台数	型番及び台数	原油換算 エネルギー 使用量 (kL/年)	排出量 (tCO <sub>2</sub> /年)
1	LED照明設備	蛍光灯 40W : ○○△△、50台	LED : ●●▲▲、50台	0.9	1.5
2	LED照明設備	水銀灯 : ○○◇◇、20台	LED : ●●◆◆、20台	3.4	5.5
3	空気調和設備	空調 : □□△△、10台	空調 : ■■▲▲、10台	15.0	26.0
4	選択してください				
5	プルダウンから選択		型番と台数を記載		排出量削減効果算定シート等で算定した数値を記載 ※小数点第1位まで(四捨五入)
6	選択してください		記載しきれない場合は別紙とすること		
合計				19.3	33.0

※全ての型番を記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、別途、更新前と更新後の型番及び台数の一覧表を添付してください。  
 ※削減効果は、排出量の削減効果の算定資料(排出量削減効果算定シート等)で算出した数値を転記してください。

導入設備に (排出量)の合計が、3t-CO<sub>2</sub>/年以上である必要があります。

5 導入設備の法定耐用年数(該当するものにチェックし、空欄に必要事項を記入)

<input checked="" type="checkbox"/>	対象設備	設備の種類	細目	法定耐用年数	財産処分制限期間
<input checked="" type="checkbox"/>	空気調和設備	建物附属設備	その他のもの	15 年	10 年
<input checked="" type="checkbox"/>	LED照明設備	建物附属設備	その他のもの	15 年	10 年
<input type="checkbox"/>	ボイラー	選択してください		年	年
<input type="checkbox"/>	給湯設備	プルダウンから選択		年	年
<input type="checkbox"/>	コンプレッサー	選択してください	省令の別表から、該当する細目、法定耐用年数を記載	年	年
<input type="checkbox"/>	変圧器	選択してください		年	年
<input type="checkbox"/>	ガスコージェネレーションシステム	選択してください		年	年
<input type="checkbox"/>	エネルギーマネジメントシステム	選択してください		年	年
<input type="checkbox"/>	省エネ診断で提案された設備	選択してください		年	年

※「設備の種類」は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1～6の「種類」等の欄を、「細目」は同表「細目」欄を、「法定耐用年数」は同表「耐用年数」欄をそれぞれ参照して記載してください。

(次頁に続く)

6 収支計画

株式会社〇〇〇〇

(1) 支出の部  
 <経費の内訳>

補助対象経費及び補助対象外経費については、手引きの「補助対象経費」を参照

費目		事業に要する費用(税抜)	左記のうち補助対象経費(税抜)	対象外経費
大分類	内訳			
設計費(a)	設計費	100,000 円	100,000 円	対象外経費の項目や金額を記載
設備費(b)	LED照明設備費、空調設備費	11,000,000 円	11,000,000 円	
工事費(c)	LED照明工事費、空調設置費	4,350,000 円	4,350,000 円	
その他(d) ( )	諸経費、処分費	550,000 円	150,000 円	項目:撤去・処分費 金額:400,000円
合計(A=a+b+c+d) ①		16,000,000 円	15,600,000 円	見積書の合計額(税抜)と一致
消費税及び地方消費税(B)		1,600,000 円		A×10%、1円未満切捨て
総計(A+B)		17,600,000 円		見積書の合計額(税込)と一致

<補助金交付申請額の算出>

費目	金額
補助対象経費	15,600,000 円
補助金交付申請額 ( かながわ再エネ電力利用認定事業者 又は かながわ脱炭素チャレンジ中小企業 : ○ )	5,200,000 円

※金額は、全て税抜きで記入してください。

※費目の内訳がある場合は、内訳の内容が分かる資料を別途添付してください。

※「出精値引き」「端数値引き」など、内訳が明確でし引いてください。

※補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属する者(工事等を含む。)とする場合は、利益等排除して算出してください。

※補助金交付申請額は、補助対象経費の1/3以内の額とし、認定事業者又はかながわ脱炭素チャレンジ事業者となります。

「1 申請者の概要」の「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業」に、「認定(認証)済」又は「申請済・審査中」を選択すると「○」が自動記入され、補助上限額が500万円から600万円に増額されます。

(2) 収入の部

区分	予算額(税抜)	備考
自己資金	5,000,000 円	
借入金	4,800,000 円	
県補助金	5,200,000 円	補助金交付申請額
国補助金		補助金名称: _____
県内市町村補助金	1,000,000 円	補助金名称: ○〇市省エネ設備補助金
その他		
合計②	16,000,000 円	①と一致

国や県内市町村の補助金を受ける場合、当該補助金のうち、補助経費に係る補助額と補助金名称を記載

※国又は県内市町村の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助事業の経費に係る補助額を入力し、備考欄に当該補助金名称を入力してください。

(次頁に続く)

## 7 運用対策による改善（任意記載）

省エネルギー診断を受診している場合で、当該診断で提案を受けた運用対策（費用のかからない運用改善による対策）について、今後、取り組む予定があれば記載してください。

※補助金交付要綱第21条に基づく別表2第20項において、「補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付の申請までに省エネルギー診断を受診していない場合は、第13条に規定する実績報告までに受診するよう努めるとともに、省エネルギー診断で提案を受けた対策の実施に努めなければならない。」と規定されていますので、この機に、積極的に運用対策も実施してください。また、交付申請時点で省エネルギー診断を未受診の場合は、実績報告時までに受診するよう努めて下さい。

No.	対象設備	改善内容	＜参考＞想定削減効果	
			原油換算 エネルギー使用量 (kL/年)	排出量 (tCO <sub>2</sub> /年)
1	空調調和設備	空調設定温度の緩和	0.7	1.2
2	照明設備	昼休み時間帯の消灯	1.2	2.1
3	選択してください			
4	選択してください			
5	選択してください	省エネ診断を受診済みで、かつ、取り組む予定の運用対策がある場合、提案を受けた運用対策を記載		
6	選択してください			
7				
8				
9				
10				
合計			1.9	3.3

※削減効果は、省エネルギー診断報告書に記載された数値を記載してください。

3 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）（記載例）

株式会社〇〇〇〇

別紙2

役員等氏名一覧表

2024年 6月 3日現在の役員

役職名	氏名		フリガナ		生年月日 <small>(大正T、昭和S、平成H、令和R)</small>	性別	住所
	姓	名	姓	名			
代表取締役	神奈川	太郎	カナガワ	タロウ	S53. 1. 1	男	神奈川県 横浜市中区日本大通1
取締役	神奈川	花子	カナガワ	ハナコ	S52. 2. 1	女	神奈川県 横浜市中区日本大通1
取締役	横浜	湊	ヨコハマ	ミナト	S53. 3. 1	女	神奈川県 横浜市中区〇〇1 △△マンション101号室
監査役	川崎	匠	カワサキ	タクミ	S54. 4. 1	男	神奈川県 川崎市川崎区〇〇1
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県
							都道府県

登記事項証明書に記載された役員全てを記載

プルダウンから選択

#### 4 現況写真（記載例）

株式会社〇〇〇〇

対象設備はプルダウンから選択

#### 現況写真

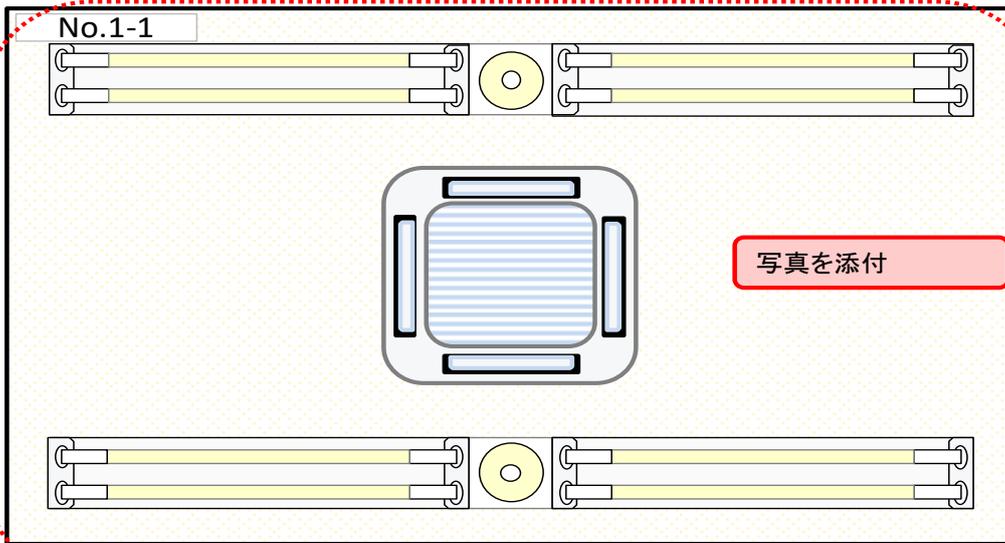
対象設備：照明設備

※対象設備が複数ある場合や、現況写真の撮影箇所が複数あり、このシートのみでは足りない場合は、このシートをコピーしてください。

撮影場所等を記載

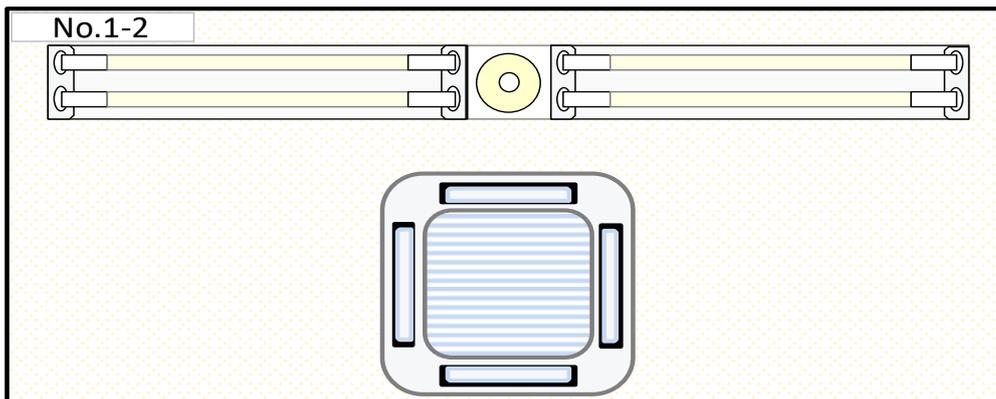
(対象設備の設置予定場所の周囲2～3m程度の状況が分かる写真を添付)

(撮影場所等：事務室)



(対象設備の設置予定場所の周囲2～3m程度の状況が分かる写真を添付)

(撮影場所等：事務室)



#### ● 注意点

・対象設備の設置予定場所の周囲2～3m程度の状況が分かるように、**施工箇所の概況が分かる写真を撮影してください。**

例：オフィス内の蛍光灯を全てLED照明に更新する場合

・代表的な施工箇所(事務室や会議室、廊下、トイレ等々)で、それぞれの照明の全体的な配置が分かる程度の写真を撮影

・撮影方向に関しては、画像内等に番号等を記載するとともに、図面にも同様に番号等を記載して、どの方向から撮影したのかが分かるようにしてください。

※  
写  
も  
し、

## 5 契約書の写し又はこれに代わるもの（記載例）

		印紙税法上、印紙が必要な場合は、印紙を貼った上で消印
<b>工事請負契約書（例）</b>		2024年6月1日 契約日を明記
注文者	〇〇〇〇株式会社	申請者及び施工者を注文者及び請負者として明記
請負者	株式会社〇〇	
注文者〇〇〇〇株式会社と請負者株式会社〇〇設計とは、照明器具更新工事について、次の条項と添付の別紙明細書に基づいて、工事請負契約を締結する。		
1. 工事名称	照明器具更新工事	内訳を別紙とする場合は、何に基づくか明記
2. 工事場所	〇〇市〇〇町〇〇番地	補助事業に係る金額が確認できること。 (補助事業に関わらない追加工事等を含む金額となっていないこと。手書き等の補足も不可。)
3. 工期	着手 令和〇年〇月〇日 完成 令和〇年〇月〇日 引渡 令和〇年〇月〇日	
4. 請負代金額	16,000,000 円 (消費税別途)	
5. 請求代金の支払い	完成引渡時 16,000,000 円 (消費税別途)	
6. 支払方法	現金振込	
この契約の証として、本書を2通作成し、当事者が署名捺印のうえ、各1通を保有する。		
発注者	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
請負者	神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	

「契約書」ではなく「発注書」と「注文請書」により契約文書を交わしている場合

2024年8月1日

### 発 注 書 (例)

〇〇株式会社 御中

下記の通りご注文申し上げます。

#### 【注文者】

株式会社〇〇〇〇

神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事件名： 照明器具更新工事

工事場所： 〇〇市〇〇町〇〇番地

工事期間： 〇年〇月〇日～〇日

支払い条件 検収翌月末までに支払

金額 **¥16,000,000**

(消費税別途)

内訳を別紙とする場合は、  
何に基づくか明記

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のと おり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のと おり
3	工事費		1	式	4,350,000	4,350,000	※別紙明細書のと おり
4	諸経費		1	式	150,000	150,000	※別紙明細書のと おり
5	廃棄費		1	式	400,000	400,000	※別紙明細書のと おり
合 計						16,000,000	

#### 【注文事項】

1. 請負者は～
2. 請負者は～
3. 請負者は～
4. 発注者は～
5. 請負者は～

補助事業に係る金額が確認できること。  
(補助事業に関わらない追加工事等を含む金額となっていないこと。手書き等の補足も不可。)

「契約書」ではなく「発注書」と「注文請書」により契約文書を交わしている場合



印紙税法上、印紙が必要な場合は、印紙を貼った上で消印

2024年6月1日

### 注文請書 (例)

契約日を明記

〇〇〇〇株式会社 御中

下記の通りご注文をお請け致します。

#### 【請負者】

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

工事件名： 照明器具更新工事

工事場所： 〇〇市〇〇町〇〇番地

工事期間： 〇年〇月〇日～〇日

支払い条件 検収翌月末までに支払

金額

**¥16,000,000**

(消費税別途)

内訳を別紙とする場合は、何に基づくか明記

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のとおり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のとおり
3	工事費		1	式	4,350,000	4,350,000	※別紙明細書のとおり
4	諸経費		1	式	150,000	150,000	※別紙明細書のとおり
5	廃棄費		1	式	400,000	400,000	※別紙明細書のとおり
合計						16,000,000	

#### 【注文事項】

1. 請負者は～
2. 請負者は～
3. 請負者は～
4. 発注者は～
5. 請負者は～

補助事業に係る金額が確認できること。  
(補助事業に関わらない追加工事等を含む金額となっていないこと。手書き等の補足も不可。)

6 経費の内訳書類（記載例）

2024年6月1日

**見積書**

〇〇〇〇株式会社 様

〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇  
 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇番地  
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

金額 ¥16,000,000  
※消費税は含まれておりません

工事件名： **照明器具更新工事**

工事場所： 〇〇市〇〇町〇〇番地

納入期限： 〇年〇月〇日

見積有効期限： **3か月**

内訳を別紙とする場合は、  
 何に基づくか明記

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
1	設計費		1	式	100,000	100,000	※別紙明細書のとおり
2	設備費		1	式	11,000,000	11,000,000	※別紙明細書のとおり
3	工事費	補助事業に係る金額が確認できること。			000	4,350,000	※別紙明細書のとおり
4	諸経費	（補助事業に関わらない追加工事等を含む金額と			000	150,000	※別紙明細書のとおり
5	撤去・処	なっていないこと。手書き等の補足も不可。）			000	400,000	※別紙明細書のとおり
6							
7							
8							
9							
10							
合 計						16,000,000	

値引きがある場合は、値引き後の内訳金額を記載してください。  
 （「出精値引き」「端数值引き」など内訳が明確でない値引きについては、事業計画書にて、全て対象経費から差し引くこと。）

備考

見積書又は内訳明細書にて、下記の点が確認できるようにしてください。
 

- ・ 設計費、設備費、工事費、その他の費用の内訳
- ・ 補助対象外経費
- ・ 設備の型番、台数
- ・ 2種類以上の設備（LED照明設備と空調設備等）を導入する場合は、設備ごとの経費の内訳

設計費、設備費、工事費、その他の内訳  
 が分かるように記載

設備の型番、台数を記載

### 内 訳 明 細 書

番号	品名	型番・規格	数量	単位	単価	金額	備考
	【設計費】						
1	設計費		1	式	100,000	100,000	設計費
	【設備費（照明設備）】						
2	LED：●●▲▲	AB-C1234	50	台	20,000	1,000,000	設備費
3	LED：●●◆◆	DE-F1234	50	台	40,000	2,000,000	設備費
	【設備費（空調和設備）】						
4	空調：■▲▲●●	GHIJ-KLM280	10	台	800,000	8,000,000	設備費
	【工事費（照明設備）】						
5	●●▲▲器具交換作業		50	台	20,000	1,000,000	工事費
6	●●◆◆器具交換作業		50	台	25,000	1,250,000	工事費
7	雑材料消耗品費		1	式	100,000	100,000	工事費
	【工事費（空調和設備）】						
8	■▲▲●●設置作業		10	台	200,000	2,000,000	工事費
9	諸経費		1	式	150,000	150,000	その他
10	撤去費		1	式	100,000	100,000	補助対象外
11	処分費		1	式	300,000	300,000	補助対象外
合計						16,000,000	

対象外経費が含まれている場合は、  
 補助対象外と分かるように区分して記載

備考：

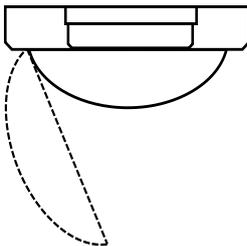
●注意点

- ・値引きがある場合は、値引き後の金額を記載すること。  
 （「出精値引き」「端数値引き」など内訳が明確でない値引きの記載がある場合は、事業計画書にて、全て対象経費から差し引くこと。）

## 7 仕様書、カタログ（例）

組合せ品番	本体品番	ライト品番	定格電圧	定格		
				AC100V	AC200V	AC242V
ABCDEFGH	HIJ123456	LL789-0	入力電流	0.226A	0.134A	0.112A
			消費電力	26.3W	26.1W	26.1W



仕様書等の消費電力に基づき、  
排出量削減効果算定シートで  
削減効果を算定

図番	ABCDEFGH
〇〇〇株式会社	

**照明の更新**

項目	単位	更新前	更新後	削減量	削減率
年間消費電力量	kWh/年	0	0	0	0%
CO2排出量	tCO2/年	0.0	0.0	0.0	0%
光熱費	円/年	-	-	-	-
石油換算エネルギー使用量	kJ/年	0.0	0.0	0.0	0%

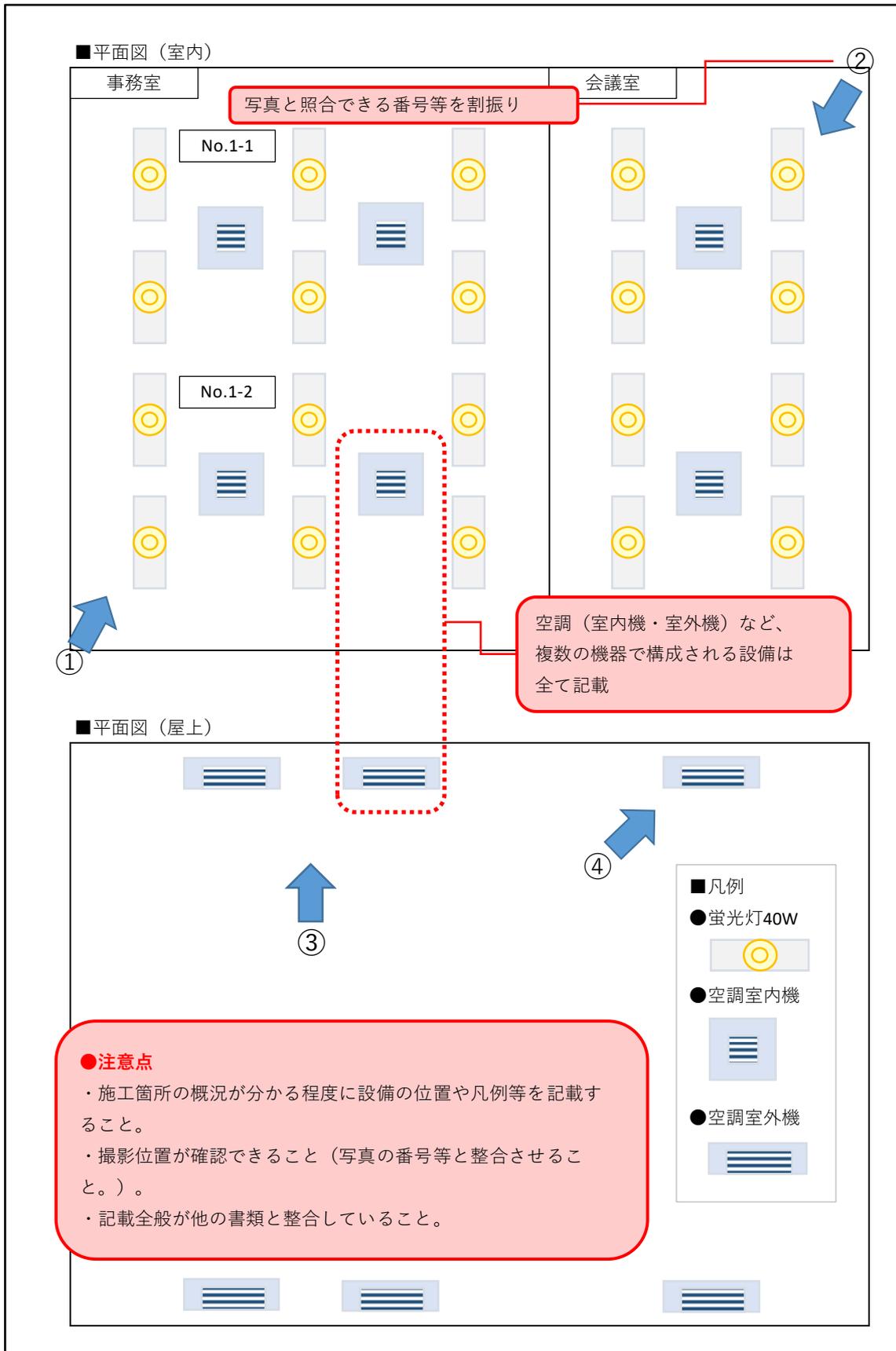
※記入例シートをご覧の上、設備更新による削減量を算定してください。

機種別内訳		更新前						更新後												
項目	メーカー・型番	消費電力 (a)	数量 (n)	日使用時間 (分)	年間使用日数 (d)	人感センサー有 (r)	年間使用時間 (h)	年間消費電力量 (E)	CO2排出量 (C)	メーカー・型番	消費電力 (a')	数量 (n')	人感センサー有 (r')	年間使用時間 (h')	年間消費電力量 (E')	CO2排出量 (C')	電力削減量 (E-E')	原油削減量 (C-C')		
単位		W/台	台	時間/日	日/年	%	時間/年	kWh/年	tCO2/年		W/台	台	%	時間/年	kWh/年	tCO2/年	kWh/年	kJ/年	tCO2/年	
入力例	KKT08328	64.0	60	8	250		2,000	7,680	3.5	LED23960	26.3	60	○	20	400	631	0.3	7,049	1.8	3.2

排出量削減効果算定シートの記入の詳細は、  
算定シートの「記入例」のシートを参考

## 8 図面（記載例）



実績報告書及び導入効果報告書の  
記載例は現在準備中です

## 本補助金に関するお問い合わせ先

【事務局（委託先）：エヌエス環境株式会社】

電話 050-2030-2714

（土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで）



◆申請書類等のダウンロードはこちらから◆

中小企業省エネルギー設備導入費補助金ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/shouenesetubihojokin.html>

## 脱炭素全般に関するお問い合わせ先

◎カーボンニュートラルワンストップ相談窓口

電話 045-633-5002

（土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時まで）

メール carbon@kipc.or.jp

### 相談内容

- ・ 脱炭素に関する支援策や補助金の案内
- ・ 設備の導入に係る資金調達方法の相談
- ・ 企業の脱炭素化へのサポート

※ （公財）神奈川産業振興センターのカーボンニュートラル支援アドバイザーがお答えします♪